

◇「男女共同参画講演会」を開催しました



12月14日、医学博士/大阪大学人間科学研究科未来共創センター招へい教授の石蔵文信ふげんびょうさんに「夫源病～もっと楽にやっていたいける夫婦関係って？～」というテーマで講演していただきました。

円満な夫婦関係を保つには、

- ① 日常の会話を大切に
- ② お互いがまんせず言いたいことは言いあう
- ③ 自立をするために男性も料理をする
- ④ パートナーを「おい」「お前」でなく名前と呼ぶなど上から目線でない夫婦の対等な関係の重要性についてお話されました。会場は、終始笑い声に包まれた講演会でした。

◇男女共同参画「お届けセミナー」

男女共同参画「お届けセミナー」は、各種団体や企業等が主催する、人権の尊重やハラスメントの防止、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスなどに関する研修会等に講師を派遣する事業で、今年度は5団体の研修会に講師を派遣しました。

令和元年9月には、NPO法人隣の会へ「ハラスメント防止研修～思いやりのある職場環境・地域環境をめざして～」と題し、NPO法人かごしまメンタルパートナー協会の江並智子さんを派遣しました。

高齢者や障がい者の方々におきている人権問題、職場でハラスメントを起こさないために意識すること等についてお話していただきました。職員だけでなく、地域の方々も多数参加されました。



◇「事業所セミナー」を開催しました

11月28日、“働く人の幸福”と“事業所の活力”を共にかなえる事業所セミナーを開催しました。（参加者 男性20名、女性11名）

セミナーでは、オフィスピュアの高崎 恵さんに「“働く人の幸福”と“事業所の活力”を共にかなえるダイバーシティの推進」というテーマで講演していただきました。

講演後には、（株）プロゴワス（鹿児島市）の堂下 やよいさんに事例発表をしていただきました。

<講話>

○私たちは人前で発言することを嫌がる人がほとんどである。それは、他の人と意見が違ったら嫌だからである。“違い=劣っている、間違い”だと思い込んでいる人が多いが、それは違う。自分の思いや意見を言いやすい職場づくりがたいせつ。

○限られた時間の中で仕事をするには、確認行動がとても重要である。確認をせず間違っただま仕事をするすると、間違っていることを注意する時間、それを修正する時間など最終的には無駄な時間が奪われてしまうことになる。

○性別や年齢などの属性で判断するのではなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できるよう多様な人が働きやすい職場になってほしい。

○社員一人ひとりの幸せを作り出す。まさに、働く人の幸福と事業所の活力を共にかなえるということがこれからの職場には必要である。



<事例発表>



○（株）プロゴワスは、商品開発や販路拡大の支援を手がける会社。「イクボス宣言」で部下の育児・介護・WLBを応援。2019年3月末鹿児島市健康づくりパートナーを取得、また2019年7月末「鹿児島県働き方改革」推進企業に認定、そして2019年8月末にえるぼし最高レベル3つ星を取得している。

○「働きやすい職場の魅力」について、①特性を活かした働き方ができる職場 ②働き続けやすい環境が整っている職場③自分の意見が「言える環境」にある職場が望ましいと述べ、その例として、プロゴワスのパート従業員が妊娠し、本人が退職しないといけないだろうと考えていたところ、パートでも産休・育休を取得できるようにと会社が提案し、実現できた経緯などを紹介した。



配偶者等からの暴力で悩んでいる方へ

●「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」をご存じですか？

鹿屋市配偶者暴力相談支援センターは、市民に身近なDV被害者相談・支援機関です。相談から自立支援、法的措置等、DV被害者に対して総合的な支援を行なっています。

電話：0994(31)1171

◇一般相談（電話相談、来所相談）

月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始除く）

※来所相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

◇専門相談 ※事前の予約が必要です

・法律相談 月1回 原則第4火曜日（弁護士）

・配偶者等からの暴力被害者のためのカウンセリング
（女性専門家が相談に応じます）

月1回 原則第3火曜日（臨床心理士）



鹿屋市配偶者暴力相談支援センターの他にも、以下のような相談窓口があります。

相談窓口	相談時間	電話番号
鹿児島県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター）	月～水・金 8:30-17:00 木 8:30-20:00 日 9:00-15:00	099-222-1467
鹿児島県男女共同参画センター （配偶者暴力相談支援センター）	水～日・祝日 9:00-17:00 火 9:00-20:00	099-221-6630 099-221-6631
性暴力被害者サポートネットワークかごしま （通称：FLOWER（フラワー））	火～土 10:00-16:00	099-239-8787
・公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター	火～土 10:00-16:00	099-226-8341
・鹿児島県警察（性犯罪被害 110 番）	月～金 8:30-17:00	099-206-7867
・鹿児島県（犯罪被害者等支援総合窓口）	月～金 8:30-17:15	099-286-2523
性犯罪被害者相談電話全国共通番号 「#8103」（通称：ハートさん） ※発信場所を管轄する各都道府県警察の 性犯罪被害相談窓口につながります	月～金 8:30-17:00	#8103

※上記はいずれも祝日（鹿児島県男女共同参画センターは除く）及び年末年始は休みです。

●「保護命令制度」をご存じですか？

保護命令制度とは、配偶者または同棲している交際相手からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた人が、裁判所に申立てを行うことで、相手が自分や子どもに接近しないように制限できる制度です。相手方が保護命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。

◇男女共同参画について一緒に考えてみませんか？

「生涯学習まちづくり出前講座」は、市の取組や事業、施策について理解を深めていただく講座です。

男女共同参画推進室では、「**男女共同参画ってなあに？～一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまちを目指して～**」のタイトルで、『男女共同参画』や『男女共同参画社会づくり』についてお話しします。



- 対象団体：本市に居住または勤務・通学する方10人以上で構成される団体やグループなど（例：町内会、PTA）
- 開催時間：午前10時～午後9時（60分程度）
- 開催場所：鹿屋市内
- 講師料金：講師料無料。会場使用料は申込者負担。
- 申込方法：受講希望日の20日前までに申込書を生涯学習課へ提出。
※申込用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

◇女性人材リストへの登録者募集！

鹿屋市では、あらゆる分野への女性の参画を促進するために、女性人材リストを作成しています。このリストは、市の審議会等の委員や各種講演会の講師などの候補者選定等に活用されています。様々な分野で活躍されている多くの女性の登録をお待ちしています。自薦、他薦（本人の承諾必要）は問いません。

- 対象者：20歳以上の女性 又は 20歳以上の女性で構成する団体で、次のいずれにも該当する方（又は団体）
 - ・本市に居住又は通勤・通学する方や市内の団体
 - ・各分野（教育・福祉・芸術・スポーツ等）において、専門的知識若しくは活動実績のある方や団体又は有資格者
 - ・市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方
- 登録方法：「女性人材リスト登録票」を市民課男女共同参画推進室へ提出。（E-mail、郵送、FAXでも可）
※登録票は、市ホームページからダウンロードできます。

鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
TEL：(0994) 43-2111（内線3171） FAX：(0994) 31-1170
E-mail：danjyo@e-kanoya.net
URL：<http://www.e-kanoya.net/htmlbox/danjyo/>

